

**練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計候補者選定プロポーザル 質問回答表**

| No | 項目     | 質問内容  | 回答  |
|----|--------|---|---|
| 1  | 2 委託概要 | 「実施要項」 p 5の概算経費に関して、各法令に基づく申請に必要な申請費用は別途と考えてよろしいでしょうか。  | 申請費用は全て含むものとします。  |
| 2  | 2 委託概要 | 隣地の公園を一体敷地として最大容積を増やす計画とすることは可能でしょうか。   | 美術の森緑地は、現状の敷地を変更せず、美術館・貫井図書館と一体敷地とはしません。  |
| 3  | 2 委託概要 | 実施要項2 (7) ①「本委託業務に対する成績評価を実施した結果、令和5年度以降に予定する実施設計について随意契約を行うことがある。」とありますか、当該の実施設計には「美術の森緑地改修工事」の実施設計は含まれないと考えてよろしいでしょうか？                        | 基本設計と同様、実施設計においても美術の森緑地改修を含む予定です。   |
| 4  | 2 委託概要 | 実施要項5ページ (7) 留意事項 ②「駅周辺の街並みづくり等について、改築設計と並行して別途検討していく」とありますが、その検討業務は、設計者となる者が行うのでしょうか、それとも別の者が行うのでしょうか？ もし別の者であるとしたら、具体的にどのような業務発注がなされる予定でしょうか？ | <p>駅周辺の街並みづくり等については、町会・商店会や小学校P T A、学識経験者等で構成される中村橋駅周辺まちづくり検討会で、別途検討していくため、設計者が行うものではありません。駅周辺のまちづくりに関する現状把握・課題整理、地域住民等との合意形成活動に関する業務について、既に都市計画コンサルタントの事業者へ委託を行っています。</p> <p>今回の提案においては、提案書の課題1「まちと一体となった美術館」で、駅周辺の街並み等を想定して提案してください。設計者の提案内容は、その後のまちづくり検討会において検討します。</p> <p>設計者には、中村橋駅周辺まちづくり検討会に必要に応じて出席し、提案内容について意見交換を行い、まちづくりとの調和・整合を図るよう業務を遂行していただきます（別紙1-2「基本設計業務委託特記事項」1. 4. (11)参照）。</p> |
| 5  | 3 参加要件 | 設計共同体で参加の場合、代表構成員が法人、その他の構成員が個人事業主でも参加可能でしょうか。  | 設計共同体の構成員は全て法人企業とします（実施要項の3(1)参照）。  |
| 6  | 3 参加要件 | 代表企業が公共の美術館の実績を持っている場合、様式3-1の1つめ「美術館又は博物館の設計実績」と、3つめ「国又は独立行政法人又は地方公共団体が設置する公共施設の設計実績」に、同じ実績を記載してもよろしいでしょうか。                                     | 実施要項の3(3)ア②、③、④について、それぞれの条件に該当すれば、様式3の1に同じ実績を記載しても問題ありません。ただし、それぞれに該当していることを確認できる書類を添付してください。   |
| 7  | 3 参加要件 | 【実施要項p6 (3)参加資格について】 美術館・博物館、図書館、公共施設の3種類の実績について、それぞれ異なる案件であることが必要でしょうか。  | 実施要項3(3)参加資格で求めている設計業務実績に関しまして、「図書館又は書架および図書閲覧機能を有する施設」の設計実績として、他用途の建物を図書館に改修した設計実績は認められますか。  |
| 8  | 3 参加要件 | 実施要項3(3)参加資格で求めている設計業務実績に関しまして、「図書館又は書架および図書閲覧機能を有する施設」の設計実績として、他用途の建物を図書館に改修した設計実績は認められますか。  | 改築、新築、増築のいずれかにあてはまらない場合は、実施要項の3(3)の設計実績としては認められません。   |

| No | 項目     | 質問内容   | 回答   |
|----|--------|--|--|
| 9  | 3 参加要件 | プロポーザル実施要項3 参加要件等 (3) ア③図書館又は、書架および図書閲覧機能を有する施設の新築、増築又は改築とありますが、②に挙げる実績の施設内にある図書コーナーは実績として該当しますでしょうか。また、図書閲覧機能に関する床面積の下限値はありますでしょうか。 | 実施要項の3 (3) アの②に該当する施設が、書架および図書閲覧機能を有する場合は、③に該当する実績としても提出することが可能です。<br>また、書架および図書閲覧機能に関する床面積の下限値はありませんが、別紙4の3 (3)ア④に記載のとおり、用途や面積など実績を確認できる書類を提出してください。        |
| 10 | 3 参加要件 | 3 参加要件等 (3)参加資格 ア ③「図書閲覧機能」について、実績物件（美術館）の室名が「情報コーナー」となっています。機能としては図書閲覧機能であるため、該当すると考えて良いでしょうか。実際の機能が分かるものを別添します。                    | 実施要項の3 (3) アの③のとおり、書架および図書閲覧機能を有する施設であれば該当します。別紙4の3 (3)ア④に記載のとおり、用途や面積など実績を確認できる書類を提出してください。<br>なお、現時点では、質問票に添付された資料の具体的な判断（審査）は行いません。参加表明書等の提出時に改めてご提出ください。 |
| 11 | 3 参加要件 | 参加資格について、書架、図書閲覧機能を有する高等学校の図書室（蔵書数約3万冊）は、「書架及び図書閲覧機能を有する施設」に該当すると考えてよろしいでしょうか。   |  |
| 12 | 3 参加要件 | 実施要項3(3)参加資格で求めている設計業務実績に関しまして、「図書館又は書架および図書閲覧機能を有する施設」の設計実績として、図書室を持つ学校は認められますか。  |  |
| 13 | 3 参加要件 | 実施要項3(3)参加資格で求めている設計業務実績に関しまして、「図書館又は書架および図書閲覧機能を有する施設」の設計実績として、大学図書館を持つ大学校舎は認められますか。  | 実施要項の3 (3) アの③のとおり、書架および図書閲覧機能を有する施設であれば該当します。別紙4の3 (3)ア④に記載のとおり、用途や面積など実績を確認できる書類を提出してください。   |
| 14 | 3 参加要件 | 実施要項3(3)参加資格で求めている設計業務実績に関しまして、「図書館又は書架および図書閲覧機能を有する施設」の設計実績として、専門図書室を持つ研究施設は認められますか。  | 実施要項の3 (3) アの③のとおり、書架および図書閲覧機能を有する施設であれば該当します。別紙4の3 (3)ア④に記載のとおり、用途や面積など実績を確認できる書類を提出してください。   |
| 15 | 3 参加要件 | 実施要項P6.(3)参加資格について、「図書館又は書架および図書閲覧機能を有する施設」として、大学図書館は参加資格として認められるのでしょうか。   |  |
| 16 | 3 参加要件 | 「実施要領p6 ,3参加要件等 (3)参加資格」について、「図書館又は、書架および図書閲覧機能を有する施設」には、大学の附属図書館を含むと考えてよろしいでしょうか。   |  |
| 17 | 3 参加要件 | 業務実績に記載することができる実績は、平成14年4月1日から参加表明書の提出期限までの期間に、基本設計業務又は実施設計業務の完了日が該当する実績でしょうか。   | そのとおりです。   |
| 18 | 3 参加要件 | 実施要項P6.(3)参加資格について、「平成14年4月1日から参加表明書の提出日までに履行した実績」とは、建物の竣工日ではなく、設計業務の完了した日付と考えて宜しいでしょうか。   |  |

| No | 項目     | 質問内容   | 回答  |
|----|--------|--|---|
| 19 | 3 参加要件 | 3 参加要件等 (3)参加資格 アおよびイ 「管理技術者となる者が、その同等の立場で当該設計業務を行った実績」について、前職在籍時の実績でも良いでしょうか。   | 3 参加要件等 (3)参加資格 アおよびイ 「管理技術者となる者が、その同等の立場で当該設計業務を行った実績」については、現職における実績である必要はありません。   |
| 20 | 3 参加要件 | 前職の実績でも良いでしょうか。  |   |
| 21 | 3 参加要件 | 要項3(3)参加資格アについて<br>②、③について、本業務で管理技術者となる者が、前職において意匠担当主任技術者として当該設計業務を行った実績がある場合は、「その同等の立場」として参加資格が有るものと考えてよろしいですか。                         | 実施要項の 3(3)アおよびイの「その同等の立場」については、管理技術者および意匠担当主任技術者とします。   |
| 22 | 3 参加要件 | 上記実績の証明について、掲載誌（新建築）におけるデータシート欄の担当者として記載があるページの写しの提出で良いでしょうか。提出予定の写しを別添します。  | 別紙4の2(5)のとおり、実施要項 3 (3)参加資格で求めている事務所または管理技術者の設計業務実績を確認できるものであれば、掲載誌の提出でも可能です。ただし、管理技術者の実績の場合、同等の立場で当該設計に参加していたことが確認できる資料が必要となります。<br>なお、現時点では、質問票に添付された資料の具体的な判断（審査）は行いません。参加表明書等の提出時に改めてご提出ください。 |
| 23 | 3 参加要件 | 実施要項P7の(3)参加資格の、「管理技術者となる者が、その同等の立場で当該設計業務を行った実績がある場合」について、以前所属していた会社で主任技術者として美術館の図書コーナーを設計した実績は③の実績とみなされるでしょうか。                         | 実施要項の 3(3)アおよびイの「その同等の立場」については、管理技術者および意匠担当主任技術者とします。書架および図書閲覧機能を有する施設であることなど、別紙4の2(5)のとおり記載した当該業務の実績を証明できる資料を提出してください。   |
| 24 | 3 参加要件 | 実施要項P6.(3)参加資格について、設計共同体の場合、「②③④については、管理技術者となる者が、その同等の立場で当該設計業務を行った実績がある場合でも良いものとする。」とありますが、構成員である担当技術者の当該設計業務を行った実績でも参加資格として認められるでしょうか。 | 実施要項の 3(4)②のとおり、管理技術者は、設計共同体の場合、代表構成員に所属している者となっています。<br>また、実施要項の 3(3)アおよびイのただし書において、管理技術者となる者以外の技術者の実績は認められません。  |
| 25 | 3 参加要件 | 実施要項P7(4)配置技術者①について、記載ある区分以外の技術者（協力企業）を配置することは可能でしょうか。また、この技術者についても様式4を提出する必要がありますでしょうか。   | 配置技術者については、実施要項の 3(4)①に記載した分野に加え、必要と思われる分野について技術者を配置することは可能です。その場合、様式1の1の記載欄に、適宜行を追加して記載してください。それに合わせて、様式4や必要書類等を提出してください。  |

| No | 項目     | 質問内容   | 回答   |
|----|--------|--|--|
| 26 | 3 参加要件 | 管理技術者は、「建築（意匠）主任技術者」、「展示・収蔵環境主任技術者」を兼任してよいでしょうか。   |  |
| 27 | 3 参加要件 | 各分担分野の主任技術者は2つの分担分野の主任技術者を兼任してもよいでしょうか。  | 兼任は可能です。<br>(様式1の2の※印参照。管理技術者が他の担当主任技術者を兼任する場合、※に記載する人数換算において、管理技術者も担当分野数の1つとして換算してください。   |
| 28 | 3 参加要件 | 要項3(4)配置技術者について<br>管理技術者と建築(意匠)担当技術者を兼務することはできますか。   | (例) 管理技術者が建築（意匠）主任技術者、展示・収蔵環境主任技術者を兼任する場合<br>様式1の2「本業務実施体制」の人数換算において<br>$1 \div 3 = 0.33\dots \Rightarrow$ 各分野あたり0.3人。<br>管理技術者欄はないため、建築（意匠）、展示・収蔵環境欄にそれぞれ、0.3人とする。) |
| 29 | 3 参加要件 | 要項3(4)配置技術者について<br>建築(意匠)担当技術者が、積算、展示・収蔵環境、造園・外構など他の分野の技術者を兼務することはできますか。   |  |
| 30 | 3 参加要件 | 「実施要領p7,3参加要件等(4)配置技術者①」について、建築（意匠）と展示・収蔵環境の担当主任技術者を兼ねることは可能でしょうか。   |  |
| 31 | 3 参加要件 | 別紙4参加表明作成要領P3-(4)<br>管理技術者が意匠主任技術者を兼任することは可能でしょうか  |  |
| 32 | 3 参加要件 | 要項p.7(4)配置技術者にあります展示・収蔵環境の技術者について、参加表明書の注意書きにある「展示・収蔵環境における設計・設備に関して専門的知識を有する者」には、該当する資格、業務内容などございますでしょうか。                                       | 資格や業務などの指定はありません。別紙2-1「練馬区立美術館再整備基本構想」や別紙2-3「諸室諸元表」などを踏まえ、適当と思われる技術者を配置してください。   |
| 33 | 3 参加要件 | 実施要項 P8 (6) 留意事項 ①において“主たる業務部分”とは何を指すのか、ご教示願います。   |  |
| 34 | 3 参加要件 | 【実施要項 p8 (6)留意事項①について】<br>「再委託する業務が主たる業務部分の全部を再委託等するものではないこと。」とありますが、「主たる業務部分」とは「建築（意匠）」のことを指すのでしょうか。それとも各分担分野において協力企業のみが業務を行うことは認めないという意味でしょうか。 | 主たる業務部分とは、設計業務における総合的統括、業務遂行管理、手法の決定および技術的判断等を指します。  |
| 35 | 4 日程   | 【実施要項 p12 (2)質問受付および回答について】<br>提案書等提出期間内の質問の受付はございませんでしょうか。  | 実施要項の4「日程（予定）」のとおり、提案書等提出期間内の質問は受け付けていません。   |

| No | 項目   | 質問内容  | 回答   |
|----|------|---|--|
| 36 | 5 審査 | 参加表明書等及び、提案書等の各提出書類について、それぞれの配点を教えて下さい。   |  |
| 37 | 5 審査 | 業務実績や提案書等についての配点表を開示していただることは可能でしょうか。   |  |
| 38 | 5 審査 | 実施要項11ページ 【評価基準】「・区内事業者〔区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる〕」とありますが、この事項に対する採点比重は、どの程度なのでしょうか？   |  |
| 39 | 5 審査 | 二次審査における「評価基準」の各項目の点数配分を教示願います。   | 別紙6のとおり、「評価項目の配点等」については、選定された事業者との契約締結後に公表する予定です。  |
| 40 | 5 審査 | 実施要項、5、(3) 二次審査の評価基準において、見積金額の妥当性とありますが、金額の多寡の評価点を教示願います。   |  |
| 41 | 5 審査 | 【実施要項 p10 5 審査について】<br>一次審査及び二次審査のそれぞれの配点をお示し頂けないでどうか。  |  |
| 42 | 5 審査 | 【実施要項 p10 5 審査について】<br>一次審査の評価点は二次審査に持ち越すのでしょうか。  |  |
| 43 | 5 審査 | 実施要領P10- (3) 二次審査【評価基準】<br>・「事業者の安定性・継続性」は決算報告書等によりP11に示された9名の選定委員会が審査されますか。あるいは区の審査基準があるのでしたら基準を教えていただけないでどうか。<br>・各評価基準の配点もしくは優先度などは公表されないでどうか。 | 一次審査通過者については税理士による経営診断を予定しています（実施要項の6(6)ウ参照）。それをもとに、「事業者の安定性・継続性」を評価します。また、別紙6のとおり、「評価項目の配点等」については、選定された事業者との契約締結後に公表する予定です。 |
| 44 | 5 審査 | 基本設計概算経費見積書および内訳書の提出が求められておりますが、これに関しては提案書等の得点が同一だった場合に見積書の金額の多寡で優劣が決まるものでどうか。  | 実施要項の5(2)のとおり、一次審査については提案書、実施方針（基本設計工程計画含む）についての評価です。同じく(3)のとおり、二次審査については【評価基準】のとおり提案書、見積金額だけでなく総合的な評価となります。                 |
| 45 | 5 審査 | 実施要項、5、(3) 二次審査の評価基準において、区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる、とありますが、協力事務所とする場合はプラス評価となりますでどうか。   | 実施要項の5(3)の【評価基準】に記載のとおり、単体企業の参加者が区内事業者である、または設計共同体の参加者のうち構成員に区内事業者が含まれることを評価します。   |
| 46 | 5 審査 | 【実施要項 p10 5 審査について】<br>事務局による審査はあくまでも参加資格の確認のためのものであり、よって参加表明書等には評価点は付かないと理解してよろしいでどうか。   | 事務局審査は記載のとおり参加資格の確認のみで評価はしません。二次審査では、実施要項の5(3)の【評価基準】のとおり、参加表明書等で提出された内容についても評価の対象となります。                                     |
| 47 | 5 審査 | 二次審査における「プレゼンテーション・ヒアリング」の詳細（公開・非公開、参加人数、模型、動画の使用の可否等）を教示願います。  | 実施要項の5(3)のとおり、公開で行う予定です。その他プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は、実施要項の6(6)イのとおり一次審査通過者に案内します。  |

| No | 項目        | 質問内容   | 回答  |
|----|-----------|--|---|
| 48 | 5 審査      | 実施要領P9 二次審査<br>・プレゼンテーションの時に使用できる資料は、9/5締切の参加表明書、10/14に提出した提案書の内容に基づいたものでpptを作成するのでしょうか。追加できる資料や模型はありますか。<br>・出席しなくてはならない立場の人が決まっていたら教えていただけますでしょうか。 | 実施要項の6(6)イのとおり、プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は、一次審査通過者に案内します。なお、実施要項9(5)のとおり、原則として、提出された提案書等の書類の再提出や記載内容の変更は認めませんので、その内容に基づいた資料で行っていただくことになります。                     |
| 49 | 6 手続      | 令和4年5月に個人事業から法人成した法人企業の場合、参加表明書に添付が必要となる直近の決算報告書については、法人成前の決算が済んでいる直前の確定申告書の添付でよいでしょうか。  | 今回、実施設計も含めた場合、長期間の契約案件となるため、税理士による経営診断を実施し、経営の安全性、安定性等を評価します。そのため、参加者の人格を法人企業とし、参加者へ直近の決算報告書（財務諸表）、一次審査通過者へは経営診断書類の提出をお願いしています。その趣旨から確定申告書での提出は認められません。 |
| 50 | 6 手続      | 令和4年5月に個人事業から法人成した法人企業の場合、一次審査通過者が提出が必要となる経営診断書類の3番～5番については、令和元年～令和3年の確定申告書と読み替えればよいでしょうか。   | 別紙4の2(3)のとおり、決算報告書（財務諸表）については、設計共同体の場合は全ての構成員について提出する必要があります。なお、実施要項の3(1)のとおり、法人企業により自主結成された設計共同体としており、構成員として個人事業主が参加することはできません。                        |
| 51 | 6 手続      | 実施要領P13-6 (3) ウ提出書類及び部数<br>表中10の決算報告書は共同企業体の場合は構成員全社のものを提出でしょうか。なお、構成員に個人事業主が参加する場合は確定申告書などの書面になりますでしょうか。  | 別紙4の2(3)のとおり、決算報告書（財務諸表）については、設計共同体の場合は全ての構成員について提出する必要があります。なお、実施要項の3(1)のとおり、法人企業により自主結成された設計共同体としており、構成員として個人事業主が参加することはできません。                        |
| 52 | 6 手続      | 実施要領P15-6 (6) ウ経営診断書類の提出<br>表中1-0の決算報告書書類は共同企業体の場合は構成員全社のものを提出でしょうか。なお、構成員に個人事業主が参加する場合は確定申告書などの書面になりますでしょうか。<br><br>※誤記と思われるため、事務局で修正いたしました。        | 実施要項の6(6)ウのとおり、経営診断書類については、設計共同体の場合は全ての構成員について提出する必要があります。なお、実施要項の3(1)のとおり、法人企業により自主結成された設計共同体としており、構成員として個人事業主が参加することはできません。                           |
| 53 | 9 その他     | 災害時に、隣接緑地を含めた計画建物を避難施設として使用する想定がありましたらご教示下さい。  | 区の地域防災計画上、美術館および貴井図書館（美術の森緑地含む。）については、指定避難所等の避難施設として使用する想定はありません。ただし、すべての区立施設は、被災者が発災直後に緊急避難してきた場合に受け入れる「一時避難場所」や、臨時の避難所として開設する「臨時の避難所」とすることができます。      |
| 54 | 9 その他     | 別紙2-1 p23に隣接する中村橋区民センターの大規模改修が行われるとの記載がありますが、改修案は既に確定されていますでしょうか。改修案が確定している場合はその図面やイメージパース等を、未確定の場合現状想定されている図面を共有いただくなとはできますでしょうか。                   | 中村橋区民センターは、基本設計中です。そのため、改修案は確定していませんが外観は大きく変わりません。改修案は12月中旬以降にお示しできる予定です。   |
| 55 | 9 その他     | 現状で敷地周辺にバス停はないようですが、今後新設の予定はありますか。   | 現時点では、当該敷地周辺にバス停の新設予定はありません。ただし、中村橋駅周辺のバス交通の改善は検討を行うべき課題の一つです。今後、中村橋駅周辺まちづくり検討会にて駅周辺のバス停位置やルートの変更について検討を行う予定です。   |
| 56 | 別紙1-1 仕様書 | 構造を検討するに際し、計画建物の重要度係数等の指針がありましたらご教示下さい。  | 構造設計指針・同解説（令和4年4月東京都財務局発行）によります。  |

| No | 項目             | 質問内容   | 回答  |
|----|----------------|--|---|
| 57 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2 基本設計業務委託特記事項の1.4委託業務内容の概算工事費（税込）に「76億円程度（既存建物解体経費3億円程度を含む。美術の森緑地改修工事費は含まない。）」とありますが、展示・収蔵環境に関わる概算工事費は76億円程度のうちに含むと考えて宜しいでしょうか。     | そのとおりです。  |
| 58 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 展示・収蔵環境に関わる概算工事費は幾ら程度と見込めば宜しいでしょうか。想定があればご教示ください。  | 別紙5の3(2)【課題3】のとおり、建築、電気、機械、展示収蔵環境などの内訳も含めて、想定工事費を提案していただくことになっています。概算工事費76億円程度（既存建物解体経費3億円程度を含む。美術の森緑地改修工事費は含まない）以外お示しできるものはありません。  |
| 59 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2 2ページ 「概算工事費（税込）76億程度」、「美術の森緑地改修工事費は含まない」とありますが、美術の森緑地改修工事費は、どの程度の額が見込まれているのでしょうか？  | 美術の森緑地は、美術館・貫井図書館の改築内容に合わせて必要な改修を実施するため、現時点で概算工事費は未定です。   |
| 60 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2 5ページ 「■実施設計費用算出用工事費概算書（各業種別）（令和5年7月28日（金）までに提出）」とありますが、その期日は、基本設計業務期間の中頃であり、概算算出根拠も乏しい状況であると思われますが、経験則に基づく平米単価による算出程度の概算でも良いでしょうか？ | よろしいです。算出根拠資料も併せて提出してください。  |
| 61 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2 2ページ 「概算工事費（税込）76億程度（既存建物解体経費3億円程度を含む。）」とありますが、解体工事は、実施設計完了後、令和7年度～令和9年度（予定）の建設工事の付帯工事として、併せて発注予定でしょうか？                            | 解体工事は、建設工事と合わせて一括で発注する予定です。   |
| 62 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 「基本設計業務委託 特記事項」1.4 委託業務内容(6)「敷地測量、樹木調査」に関して、東京都練馬区貫井一丁目36番16号、18号、26号の全ての敷地に関し、測量及び樹木調査を行う必要があると考えてよろしいでしょうか。                            | 実施要項の2(3)の履行場所全てにおいて、敷地再測量を行い、既存樹木調査を実施するものとします。<br>なお、美術館・図書館、サンライフ練馬については、樹木の簡易なプロット図をホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。ただし、樹木位置の寸法は記載されていません。美術の森緑地の既存樹木の位置については別紙2-6【緑地-05】植栽平面図に記載のある情報のみになります。 |
| 63 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2 p2 概算工事費に「美術の森緑地改修工事費」は見込まないとありますが、概算経費の方にも設計費等は見込まないと考えてよいでしょうか。  | 今回の基本設計業務委託については、実施要項の2(4)および(6)のとおり、美術の森緑地の改修の基本設計も含めた概算経費となっています。   |
| 64 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2、1.4(3)に「既存建築物（サンライフ練馬）解体工事（概算工事費を算出できる資料）」とありますが、既存「練馬区立美術館・貫井図書館」の解体工事は含まれないものと考えてよろしいでしょうか？                                      | 別紙1-2の1.4(1)練馬区立美術館・貫井図書館改築工事のなかに既存の美術館・貫井図書館の解体が含まれます。   |
| 65 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2、1.4(4)に「PCB調査」の記載がありますが、現状調査対象と考えられる箇所または、「概算経費」を算定した根拠を教示願います。  | PCB調査対象は、照明器具の安定器のみとなります。   |

| No | 項目             | 質問内容   | 回答  |
|----|----------------|--|---|
| 66 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2、1.4(7)に「地盤調査」の記載がありますが、既存施設の建設時の地盤調査結果または、「概算経費」を算定した根拠を提供願います。  | 美術館・図書館およびサンライフ練馬の敷地内のボーリングデータをホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。美術の森緑地の敷地内のボーリングデータはありません。<br>ボーリング調査は5か所程度を想定しています。  |
| 67 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2、1.4(7)に「地盤調査（『地盤調査委託仕様書』、『地盤調査特記事項』による）」とあります。当該の仕様書および特記事項を提供願います。  | 基本設計の契約締結時に提供します。   |
| 68 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2、1.4(8)に「土地利用に関する調査」の記載がありますが、仕様または根拠となる条例等について教示願います。  | 土壤汚染対策法および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づいて、地歴調査を実施してください。   |
| 69 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2、1.4、(11)まちづくり検討会に出席、とありますが、想定している回数はどのくらいでしょうか。  | 詳細は未定ですが、3回程度を想定しています。  |
| 70 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2 2ページ 「概算工事費（税込）76億程度」とありますが、図書館書架や美術館展示ケースなどの備品は、別途と考えてもよろしいでしょうか？   | 建物に造りつける展示ケースや書架など、工事で設置するもの以外の備品は、概算工事費に含まれません。<br><br>外構工事費は概算工事費に含まれます。  |
| 71 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2、基本設計特記事項に概算工事費76億円（税込）とありますが、図書館書架、閲覧席等の什器、事務室の一般的な什器、BDS・自動貸出機・検索機等の図書館機器類、美術館の展示架、収蔵架、什器は概算工事費に含むか否かを教示お願いします。 |   |
| 72 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 「別紙1-2_基本設計業務委託 特記事項」p2に、「概算工事費（税込76億円程度）」とありますが、図書館書架・収蔵庫棚・展示室展示ケースなどの什器・備品は別途と考えてよろしいでしょうか。                          |   |
| 73 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2 P2の概算工事費について、この金額には図書館/美術館の家具や備品、外構の整備についての金額は含まれていますでしょうか。  | 中村橋駅周辺まちづくり検討会は既に設置されており、町会・商店会や小学校PTA、学識経験者等で構成しています。中村橋駅周辺まちづくり検討会では、美術館と連携した商店街など中村橋駅周辺のハード・ソフトのまちづくりの検討などを行います。設計者には、中村橋駅周辺まちづくり検討会に必要に応じて出席し、提案内容について意見交換を行い、まちづくりとの調和・整合を図るよう業務を遂行していただきます。出席回数など詳細は未定ですが、3回程度を想定しています。 |
| 74 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 別紙1-2、P1の委託業務内容内の「まちづくり検討会」とはどのようなものでしょうか。出席者や開催頻度、議題などお教えいただけますでしょうか。   |   |

| No | 項目             | 質問内容   | 回答  |
|----|----------------|--|---|
| 75 | 別紙1-2<br>特記仕様書 | 「別紙1-2_基本設計業務委託 特記事項」p3に、■展示・収蔵環境の表中に「(2) 建設中の一時保管に関する検討」とありますが、美術品以外の館内の什器備品や図書館内の書籍の建設中の一時保管場所についても検討する必要はあるでしょうか。 | 設計業務において、区と協議し、検討する必要があります。   |
| 76 | 別紙2-1<br>基本構想  | 【別紙2-1_練馬区立美術館再整備基本構想】に関して、施設運営形態は未定とありますが、現在の指定管理者および管理方法以外での運営も提案可能という理解で問題ないでしょうか？                                | 美術館については、引き続き練馬区文化振興協会が担う指定管理者制度による運営を想定しています。その趣旨を踏まえた上で、別の運営形態を提案することを妨げるものではありません。   |
| 77 | 別紙2-1<br>基本構想  | 練馬区立美術館・貫井図書館のいずれも指定管理者制度によって管理者が定められていますが、改築後も引き続き同じ管理者が管理業務を行うものと考えてよろしいでしょうか。                                     | 美術館については、引き続き練馬区文化振興協会が担う指定管理者制度による運営を想定していますが、貫井図書館や新たに設置が想定されるカフェなどのサービス施設も含めて、最適な運営形態を、今後、設計と並行して検討していきます。                           |
| 78 | 別紙2-1<br>基本構想  | 美術館および図書館について、想定されている開館時間がございましたらご教示頂けますでしょうか。また、施設管理者は美術館と図書館で分ける想定でしょうか。   | 開館時間については、今後、検討していきます。<br>美術館については、引き続き練馬区文化振興協会が担う指定管理者制度による運営を想定していますが、貫井図書館や新たに設置が想定されるカフェなどのサービス施設も含めて、最適な運営形態を、今後、設計と並行して検討していきます。 |
| 79 | 別紙2-1<br>基本構想  | 別紙2-1 p 21に「サービス施設の営業時間を踏まえた開館時間の延長を検討」とありますが、具体的な時間は想定されていますか。また、サービス施設以外（図書館や美術館自体）の営業時間の延長も検討されていますか。             | 開館時間については、今後、検討していきます。  |
| 80 | 別紙2-1<br>基本構想  | 【別紙2-1_練馬区立美術館再整備基本構想】に関して、「まちと一体となった美術館」の中に「区内のアトリエ」とありますが、想定している場所があれば教えてください。                                     | 例えば、別紙2-1 「練馬区立美術館再整備基本構想」 9ページに記載している、画家、野見山暁治さんの区内的アトリエなどが想定されます。   |
| 81 | 別紙2-1<br>基本構想  | 【別紙2-1_練馬区立美術館再整備基本構想】に関して、現在、既存美術館の収蔵庫にすべての収蔵品(7000点)が保管されているのでしょうか？または外部に分散して収蔵されているのでしょうか？                        | 現在は、一部外部へ保管していますが、改築後は全て美術館の収蔵庫で保管する想定です。なお、別紙2-6のとおり、収蔵作品数は寄託も含め令和4年3月31日現在で7,642点となっています。   |
| 82 | 別紙2-1<br>基本構想  | 【別紙2-1_練馬区立美術館再整備基本構想】に関して、整備方針の中にあります「サンライフ練馬のトレーニング室や会議室、相談事業等、引き続き必要な機能」について具体的に教えてください。                          | サンライフ練馬のトレーニング室等は近隣の中村橋区民センターの大規模改修により代替を設けることになっています。美術館・貫井図書館では、多目的室についてサンライフ練馬の機能代替としての利用も見込んでいます。                                   |
| 83 | 別紙2-3<br>諸元表   | 【別紙2-3_諸室緒元表】に関して、こちらの表を目安とし、規模などの変更できるという理解で問題ないでしょうか？また新たな機能・諸室を追加することは可能でしょうか？                                    | 別紙の各資料の内容を踏まえ、諸室や機能等の追加、規模の変更の提案をすることは可能です。   |
| 84 | 別紙2-3<br>諸元表   | 【別紙2-3_諸室緒元表】に関して、収蔵庫および美術館の仕様について「公開承認施設」としての承認を想定していますか？   | 別紙2-1 「美術館再整備基本構想」 P 8 のとおり、「重要文化財などが展示できるようにし、展覧会の魅力を高める」ため、その具体的な取組例として公開承認施設を目指す、としています。   |

| No | 項目           | 質問内容   | 回答  |
|----|--------------|--|---|
| 85 | 別紙2-3<br>諸元表 | 【別紙2-3_諸室緒元表】に関して、美術館・図書館の想定しているスタッフの数（増員後）を教えてください。   | 職員数は未定です。   |
| 86 | 別紙2-3<br>諸元表 | 美術館職員・図書館職員数の想定人数がございましたらご教示ください。  |   |
| 87 | 別紙2-3<br>諸元表 | 【別紙2-3_諸室緒元表】に関して、事務所は美術館・図書館にそれぞれ必要でしょうか？事務室を統合した提案は可能でしょうか？  | 事務室を統合する提案は可能です。  |
| 88 | 別紙2-3<br>諸元表 | 諸室諸元表に含まれる内容に、サンライフ練馬の引き続き必要な機能（トレーニング室や相談事業等）が見受けられません。別途計画に含める必要性を教えて下さい。<br>またその場合、想定延床面積が8,000m <sup>2</sup> であるが、容積対象延床面積8,180.6m <sup>2</sup> （最大）まで計画・提案することは可能でしょうか。 | サンライフ練馬のトレーニング室等は近隣の中村橋区民センターの大規模改修により代替を設けることになっています。美術館・貫井図書館では、多目的室についてサンライフ練馬の機能代替としての利用も見込んでいます。<br>建築条件や概算工事費等を踏まえ、適切な範囲内の延床面積で提案することは可能です。 |
| 89 | 別紙2-3<br>諸元表 | ・（別紙2-3諸室諸元表）について、機械室面積の記載がありませんが、合計面積の8,000m <sup>2</sup> 内に含むという認識でよろしいでしょうか。またその場合「共用部④その他共用」の面積に含まれると考えてよろしいでしょうか。   | そのとおりです。  |
| 90 | 別紙2-3<br>諸元表 | 機械室は諸元表の「その他共用（1860m <sup>2</sup> ）」に含み、計画することでよいでしょうか。  |   |
| 91 | 別紙2-3<br>諸元表 | 機械室の配置について共用部-④その他共用部面積に含めるものとしてよろしいでしょうか。   |   |
| 92 | 別紙2-3<br>諸元表 | 練馬区立美術館再整備基本構想 p.27,28 別紙2-3 諸室諸元表について一時保管庫前室は収蔵庫前室と兼用してよいものと考えてよろしいでしょうか。一時保管庫前室の想定必要面積、機能などがございましたらご教示願います。  | 規模、機能については別紙2-3のとおりです。それらを踏まえ、兼用の提案をすることは可能です。  |
| 93 | 別紙2-3<br>諸元表 | 【別紙2-3_諸室緒元表】に関して、収蔵庫等では燻蒸設備の設置を想定していますか？  | 現時点では想定していませんが、設計において文化庁協議等を経て決めていくことになります。   |
| 94 | 別紙2-3<br>諸元表 | ・（別紙2-3諸室諸元表）について、収蔵作品数に対して収蔵庫面積が不足しているように思われますが、積層棚などを使用する方針でよろしいでしょうか。   | 現時点の想定は、別紙2-3「諸室諸元表」の内容のとおりです。収納棚やラックなどの架台については、設計の中で決めていきます。   |
| 95 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 p3「企画展示室」について特設グッズコーナーの使用用途はどのように想定されていますか。  | 企画展によっては、展示室の一部を使用して、展覧会グッズの販売コーナー等の設置を想定しています。   |
| 96 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 p3「企画展示室」について一般利用時は無料区画となり区民ギャラリー搬入口を使用するとありますが、区民ギャラリーとして使用することを想定されたものでしょうか。   | 展覧会のスケジュールや実施規模等を踏まえ、貸出が可能な場合に、企画展示室の一部を一般貸出することを想定しています。その場合、区民ギャラリーと同様、展示室の用途としての貸出となります。   |
| 97 | 別紙2-3<br>諸元表 | 展示室には、既存と同等規模程度の壁面展示ケースの設置が改築後も運用上必要と考えて宜しいでしょうか。必要な寸法や仕様（気密性能、温湿度性能等）の想定があればご教示ください。  | 壁面展示ケースの設置は、現状より多い配置を必要とします。要求性能については、展示室により異なることを想定しています。  |

| No  | 項目           | 質問内容   | 回答   |
|-----|--------------|--|--|
| 98  | 別紙2-3<br>諸元表 | 美術館の搬出入作業等で使用すると想定される車両のサイズ等の諸元をご教示下さい。<br>また、その他に特殊な車両等を考慮する必要があればご教示下さい。                         | 搬入口については、4t トラックを収容し、シャッター等で閉鎖できる空間とすることを想定しています（別紙2-3の美術館部分④参照）。  |
| 99  | 別紙2-3<br>諸元表 | 図書館搬入スペースは諸元表「バックヤード」に含むことでよいでしょうか。  | バックヤードは、資料補修や資料の仕分け等の作業を行う場所であるため、図書館搬入スペースは含みません。   |
| 100 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 諸室諸元表につきまして、図書館運用にてトラックヤードの使用の想定はございますでしょうか。   | トラックヤード（美術館専用）の図書館運用の想定はありません。<br>なお、図書館への図書資料等の搬出入の際は、事業者用駐車場にトラック等を停めて荷下ろしを行い、バックヤードへ運ぶ想定です。             |
| 101 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 p5 「駐車場」について<br>障害者用、事業者用それぞれ何台程度を想定されていますか。   |  |
| 102 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 「諸室諸元表」に、「障害者用駐車場、事業者用駐車場を設置」と記載がありますが、必要台数の想定があればご教示ください。                                   |  |
| 103 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 諸室諸元表について駐車場の想定必要台数がございましたらご教示願います。  |  |
| 104 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 諸室諸元表の屋外の欄に、障害者用駐車場、事業者用駐車場を設置とありますが、それぞれの必要台数をご教示ください。                                      | 現状（障害者用、事業者用合わせて6台）以上の台数を確保したいと考えています。詳細は設計の中で具体的に検討していきます。  |
| 105 | 別紙2-3<br>諸元表 | 障害者用駐車場、事業者用駐車場はそれぞれ何台程度駐車できる想定でしょうか。  |  |
| 106 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 に記載のある駐車場について、障害者用駐車場、事業者駐車場の必要台数の指定がございましたらご教示ください。   |  |
| 107 | 別紙2-3<br>諸元表 | 【別紙2-3_諸室緒元表】に関して、障害者・事業者駐車場の台数の想定があれば教えてください。   |  |
| 108 | 別紙2-3<br>諸元表 | 駐車台数について、障害者用駐車場・事業者用駐車場は台数の記載がないですが、各1台ずつ以上という理解でよいでしょうか。その場合、自動車で来館した一般の方は周辺の民営駐車場を利用すると想定されますか？ | 現状（障害者用、事業者用合わせて6台）以上の台数を確保したいと考えています。詳細は設計の中で具体的に検討していきます。障害者等を除く一般の来館者について、自動車での来館は想定していません。             |
| 109 | 別紙2-3<br>諸元表 | 基本構想段階において、施設利用者の駐車場はどのような想定をされておりますでしょうか。   |  |
| 110 | 別紙2-3<br>諸元表 | 団体観賞用バスはどの程度の規模（マイクロバス、大型バスなど）を想定されていますでしょうか。  | 大型バスを想定しています。  |
| 111 | 別紙2-3<br>諸元表 | 別紙2-3 に記載のある駐輪場について、すべて自転車の駐車の想定でよろしいでしょうか。また複数台重ねての駐車を想定した提案としてもよろしいでしょうか。                        | 駐輪場は80台程度の自転車を駐車可能とする想定ですが、駐輪場の中にバイクの駐車スペース（数台分）を設けることも検討します。また、駐車方法の想定は提案によるものとしますが、詳細は設計の中で具体的に検討していきます。 |

| No  | 項目             | 質問内容  | 回答  |
|-----|----------------|---|---|
| 112 | 別紙2-4<br>貫井考え方 | 貫井図書館の現況の蔵書数は開架100,000点、閉架51,000点のことですが、改築後の蔵書数の目標値をご教示ください。  | 改築後の蔵書数は基本的に現状と同程度とし、蔵書の配架については現況の開架100,000点と閉架51,000点のバランスを基準に、今後、設計と並行して検討していきます。       |
| 113 | 別紙2-4<br>貫井考え方 | 図書館の本の管理にあたっては、BDS（ブックディテクションシステム）を導入される想定でしょうか。また、エントランスホール内に配置を予定されている開架図書の管理方法についても、同様の管理を想定されていますか。 | 図書資料等の持ち出し防止のため、施設内にBDSを設置し、管理する想定です。<br>また、エントランスホール内の開架図書についても、図書館内の図書と同様の管理方法を想定しています。 |
| 114 | 別紙2-5<br>緑地考え方 | 美術の森緑地改修にあたって、改修や移設を行ってはならない対象物などはございますか。   | 美術の森緑地改修の基本的な考え方は別紙2-5のとおりです。   |
| 115 | 別紙2-5<br>緑地考え方 | 【実施要項】美術の森緑地に関して、「改築に伴う必要な改修を行う」とありますが、彫刻の移動・植栽エリアの変更・新たな屋外機能の追加などの提案が可能という理解で問題ないでしょうか？                | 別紙2-5を踏まえた上で、提案は可能です。   |
| 116 | 別紙2-5<br>緑地考え方 | 実施要項P5に「隣接する美術の森緑地は、現状の敷地は変更せず、美術館・貫井図書館の改築に伴い必要な改修を行う。」とありますが、緑地側に建物の一部を建設することは可能でしょうか。                | 美術の森緑地は都市公園法の都市公園にあたり、美術館・貫井図書館の敷地とは別敷地となります。美術の森緑地内には、公園施設等、同法で定められた施設については設置ができます。      |
| 117 | 別紙2-5<br>緑地考え方 | 【実施要項】美術の森緑地に関して、美術館・図書館を一部せり出して建築することは可能でしょうか？また緑地内に建物を計画することは可能でしょうか？                                 |   |
| 118 | 別紙2-5<br>緑地考え方 | 別紙2-5(2)彫刻「森の幻想」が他の区立施設に移設されるのはどういう理由なのでしょうか？   | 記載のとおり、他の区立施設において活用するためです。  |
| 119 | 別紙2-6<br>現況    | 敷地外形図のCADデータの提供は可能でしょうか。  | 敷地外形図のCADデータはありません。   |
| 120 | 別紙2-6<br>現況    | 周辺現況図のCADデータ(DWGやDXF形式など)を配布いただくことは可能でしょうか。   | 周辺現況図のCADデータは、ありません。  |
| 121 | 別紙2-6<br>現況    | 別紙2-6に含まれる図面類で、CADで描かれているものについて、CADデータを提供頂くことは可能でしょうか。  |   |
| 122 | 別紙2-6<br>現況    | 当該敷地のCADデータ(DWGまたはDXF形式)を共有してもらうことは可能でしょうか。（別紙1-2p2に「CADデータあり」との記載あり）                                   | CADデータは、契約締結後に提供します。  |
| 123 | 別紙2-6<br>現況    | 既存図面(練馬区立美術館・貫井図書館、サンライフ練馬、美術の森緑地)についてCADデータを貸与いただくことは可能でしょうか。  |   |
| 124 | 別紙2-6<br>現況    | 敷地および既存建物のCADデータがありましたらご提供いただくことは可能でしょうか？   |   |

| No  | 項目          | 質問内容   | 回答  |
|-----|-------------|--|---|
| 125 | 別紙2-6<br>現況 | 【関係資料について】<br>計画地における既存のボーリングデータ等はございませんでしょうか。あればご提供下さい。また、既存図面のCADデータを事務局審査後に貸与頂けないでしょうか。 | 美術館・図書館およびサンライフ練馬の敷地内のボーリングデータをホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。美術の森緑地の敷地内のボーリングデータはありません。<br>CADデータは、契約締結後に提供します。  |
| 126 | 別紙2-6<br>現況 | 別紙2-6 練馬区立美術館・貫井図書館、美術の森緑地等の現況について計画地の地盤状況のわかるボーリングデータ等がございましたらご提示願います。                    | 美術館・図書館およびサンライフ練馬の敷地内のボーリングデータをホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。美術の森緑地の敷地内のボーリングデータはありません。  |
| 127 | 別紙2-6<br>現況 | 敷地の地盤情報（ボーリング柱状図）などがありましたらご提供いただくことは可能でしょうか？   | 美術館・図書館およびサンライフ練馬の敷地内のボーリングデータをホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。美術の森緑地の敷地内のボーリングデータはありません。  |
| 128 | 別紙2-6<br>現況 | 計画敷地内における地盤調査データがあればご提供いただけますか。  | 美術館・図書館およびサンライフ練馬の敷地内のボーリングデータをホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。美術の森緑地の敷地内のボーリングデータはありません。  |
| 129 | 別紙2-6<br>現況 | 敷地周辺のボーリングデータがあれば開示していただくことは可能でしょうか。   | 敷地周辺のボーリングデータは、練馬区 建築・開発担当部建築審査課建築調整係の窓口にて閲覧が可能です。  |
| 130 | 別紙2-6<br>現況 | 計画敷地内の既存樹木の正確な位置がわかる資料はございますでしょうか。   | 美術館・図書館、サンライフ練馬については、樹木の簡易なプロット図をホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。ただし、樹木位置の寸法は記載されていません。美術の森緑地の既存樹木の位置については別紙2-6【緑地-05】植栽平面図に記載のある情報のみになります。<br>滅失等により、現在の状況と異なる可能性があります。<br>なお、別紙1-2の1.4(6)のとおり、既存樹木調査を実施するものとします。 |
| 131 | 別紙2-6<br>現況 | 別紙2-6 練馬区立美術館・貫井図書館、美術の森緑地等の現況におきまして、美術の森緑地の高木の樹高や樹種に関する情報ございましたらご教示願います。                  | 美術の森緑地の既存樹木の位置については別紙2-6【緑地-05】植栽平面図に記載のある情報のみになります。滅失等により、現在の状況と異なる可能性があります。<br>なお、別紙1-2の1.4(6)のとおり、既存樹木調査を実施するものとします。   |
| 132 | 別紙2-6<br>現況 | 線路との関係性を検討するため、高架の高さ情報をいただくことは可能でしょうか。   | 鉄道の高架の高さは、鉄道事業者に確認してください。   |
| 133 | 別紙2-6<br>現況 | 既存施設における、直近の年間エネルギー（電力、ガス、油、水道など）使用量をご教示下さい。また差し支えなければ年間のエネルギーコストもご教示下さい。                  | 令和3年度実績（美術館および貫井図書館合計）は以下のとおりです。<br>・電気：1,028,899kwh (21,161,624円)<br>・水道：3,556m <sup>3</sup> (2,104,619円)<br>※ガス、油は無し。   |
| 134 | 別紙2-6<br>現況 | 既存建物の水光熱費のデータを開示願います。  | 資料を取得する必要がある場合は、各機関へ確認してください。   |
| 135 | 別紙2-6<br>現況 | ガス、水道、電気。下水道など周辺道路のインフラがわかる資料を開示願います。  | 既存建物の構造図をホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。  |
| 136 | 別紙2-6<br>現況 | 既存建物の構造図の貸与はありますでしょうか。   | 既存建物の構造図をホームページ（本プロポーザル掲載ページ）に掲載します。  |

| No  | 項目            | 質問内容  | 回答  |
|-----|---------------|---|---|
| 137 | 別紙4<br>参加表明要領 | 参加表明書に添付が必要な書類について、別紙4のリストの6番についてですが、こちらは管理技術者について添付するという理解でよいでしょうか。  | 一級建築士事務所登録を確認するため、登録証明書または登録通知の写しを提出してください。管理技術者だけでなく、各担当主任技術者の雇用関係や資格を確認するため、雇用関係については健康保険証や住民税特別徴収税額通知書の写し等を、取得資格については資格を証明できる書類の写しを提出してください。（別紙4の2(4)参照）   |
| 138 | 別紙4<br>参加表明要領 | 業務実績が確認できる書類についてですが、様式3に記載の業務実績が確認できる書類でよいでしょうか。（担当技術者の経歴については確認書類は不要の理解でよいでしょうか。）  | 様式3の1および2については確認できる書類の添付が必要、様式3の3および様式4における業務実績については、確認できる書類の添付は不要です。（別紙4 3(3)ア④、3(3)イの※、3(3)ウ⑤、3(4)⑥ 参照）   |
| 139 | 別紙4<br>参加表明要領 | 参加表明書等作成要領2(4)について<br>雇用関係の証明書として、①当該者が役員の場合は登記簿謄本の添付でよろしいですか。また、②雇用契約書の添付、③給与所得に対する源泉徴収簿でもよろしいですか。   | 雇用関係については、参加表明書等提出時点において雇用関係を有しているか確認するため、健康保険証や住民税特別徴収税額通知書の写し等の提出を求めています（別紙4の2(4)参照）。その趣旨から、左記の①登記簿謄本の場合、その発行日が3か月以内のものとしてください。②雇用契約書については、契約時点の書類であり、参加証明書等提出時点の雇用関係を確認するには不十分であること、③源泉徴収簿については、事務処理上の書類で会社名の記載や押印などがないこと、から適当でないと考えます。他に提出できるものがない場合、就労証明書等を提出してください。 |
| 140 | 別紙4<br>参加表明要領 | 【参加表明書等作成要領 p2 (1)参加表明書（様式1）について】<br>「④展示・収蔵および造園・外構については、展示、収蔵、造園、外構のそれぞれの区分で単独で担当主任技術者を配置しても良い。」とありますが、この場合、様式4（担当技術者の経歴等）もそれぞれ分けて作成することによろしいでしょうか。 | そのとおりです。  |
| 141 | 別紙4<br>参加表明要領 | 参加表明書等作成要領2(5)について<br>アを用意できない場合、①建築雑誌の記事(担当者表記欄)や、②実績業務における技術者届等の写しで代用できますか。   | アを用意できない場合、様式3の1および2に記載した実績内容を客観的に確認できる資料であれば代用は可能です。   |
| 142 | 別紙4<br>参加表明要領 | 別紙4 参加表明書等作成要領P2.2(5)について、設計業務実績を証明する書類について、PUBDISの登録が無い場合、それに代わる図面等提出すればよろしいでしょうか。   | 別紙4の2(5)のとおり、実施要項3(3)参加資格で求めている事務所または管理技術者の設計業務実績を確認するため、PUBDISに限らず、記載した当該業務の実績を証明できる資料を提出してください。   |
| 143 | 別紙4<br>参加表明要領 | 別紙4 参加表明作成要領P3 3-(3)ウ<br>様式3「1以外の主な設計業務実績」事務所としての実績最大6件とありますが、参加資格に求められる履行工期（平成14年4月1日から参加表明の提出日まで）の制限はありますか。   | 様式3の3に記載する実績については、履行期間についての制限はありません。  |

| No  | 項目           | 質問内容  | 回答  |
|-----|--------------|---|---|
| 144 | 別紙5<br>提案書要領 | 様式6 実施方針、様式7 提案書のフォーマットについて、ダウンロードしたワードファイルに書かれている枠線の位置・サイズを遵守すべきかご教示ください。              | 実施方針、提案書は、A3判用紙（ヨコ）の左上にタイトル（課題名）、右上に整理番号を記載し、その他は自由書式です（別紙5の2(2)および3(1)(2)参照）。  |
| 145 | 別紙5<br>提案書要領 | 様式6、7 余白を適宜確保すれば、※印に続く文章や枠は、削除しても良いでしょうか？   |   |
| 146 | 別紙5<br>提案書要領 | 別紙5 提案書等作成要領について提案書の図枠サイズは、提案者にて適宜設定してよいものと考えてよろしいでしょうか。                                |   |
| 147 | 別紙5<br>提案書要領 | 提案書等の作成に際して、文字サイズの規定はありますでしょうか。特段指定が無い場合、文章中の文字は10.5pt以上、図中の文字は適宜と考えてよろしいでしょうか。         | 提案書、実施方針は、A3判用紙（ヨコ）の左上にタイトル（課題名）、右上に整理番号を記載し、その他は自由書式です（別紙5の2(2)および3(1)(2)参照）。文字サイズ等は、A3判で提出した用紙にて確認が可能と思われる大きさを適宜ご判断ください。                                |
| 148 | 別紙5<br>提案書要領 | 様式6 実施方針、様式7 提案書は課題名、整理番号など指定記載内容以外は自由書式とするとありますが、枠の有無、余白の寸法、本文や図中の文字の大きさは自由でよろしいでしょうか。 |   |
| 149 | 別紙5<br>提案書要領 | 実施要領P15 提案書<br>・提案事務所や個人がわかるような表現を記載してもよろしいでしょうか。<br>・文字の大きさなどの制限はありますでしょうか             | 別紙5の2(6)のとおり、実施方針、提案書等は、一次審査において匿名による審査を想定しているため、参加者名（設計共同体の場合は構成員名称も含む）またはそれを特定できる情報は記載しないでください。<br>文字サイズに制限はありませんが、A3判で提出した用紙にて確認が可能と思われる大きさを適宜ご判断ください。 |
| 150 | 別紙5<br>提案書要領 | 別紙5、3、（1）、②実施方針には以下の5項目を含めるとありますが、ア～エの4項目を含めるとの理解でよろしいでしょうか。                            | 「5項目」ではなく「4項目」の誤りです。該当部分を修正し、ホームページへ修正後の別紙5を掲載します。  |
| 151 | 別紙5<br>提案書要領 | 「実施要領p14,6 応募の手続・結果通知等(5)提案書等の提出」について、「提案書（各課題につき1枚）」とありますが、3枚の中で自由に課題をレイアウトしてよいでしょうか。  | 各課題につき1枚で提出してください。  |
| 152 | 様式1<br>参加表明  | 配置技術者について、様式1に記載の分野に加え、必要と思われる分野の技術者がいる場合は追記してもよろしいでしょうか。                               | 配置技術者については、実施要項の3(4)①に記載した分野に加え、必要と思われる分野について技術者を配置することは可能です。その場合、様式1の1の記載欄に、適宜行を追加して記載してください。それに合わせて、様式4や必要書類等を提出してください。                                 |
| 153 | 様式1<br>参加表明  | 様式1に記載の“本業務の実施体制については協力事務所の配置を予定している場合、協力事務所の人数を加えた人数の記載をするという理解であっておりますでしょうか。          | 様式1の2「本業務の実施体制」については、今回の業務を実施する人数のうち、「自社」欄（設計共同体の場合は「共同体」欄）に参加者（単体企業。設計共同体の場合は全ての構成員）に所属する人数、「協力企」欄に協力企業に所属する人数を記載してください。                                 |
| 154 | 様式1<br>参加表明  | 参加表明書（正本一部）をホチキスにて綴ることが出来ない場合、ダブルクリップ留め等の提出でよろしいでしょうか。                                  | 可能な方法で提出してください。   |

| No  | 項目          | 質問内容  | 回答  |
|-----|-------------|---|---|
| 155 | 様式3<br>業務実績 | 【様式3（業務実績）について】<br>美術館又は博物館の設計実績、図書館又は書架および図書閲覧機能を有する施設の設計実績について、施設規模の欄に「うち当該用途部分」の面積を記載する欄がありますが、実績が単用途の場合は記載しなくてもよろしいでしょうか。 | 単用途の場合、「うち当該用途部分」には、延床面積と同じ数字を記載してください。   |
| 156 | 様式3<br>業務実績 | 【業務実績証明資料について】<br>施設が単用途の場合、業務実績の内容を証明する資料として確認済証でもよろしいでしょうか。   | 業務実績を証明する資料のひとつとして確認済証を提出することは可能ですが、別紙4の2(5)のとおり業務実績の確認にあたり不足する事項がある場合は、合わせて補完する資料を提出してください。                                  |
| 157 | 様式3<br>業務実績 | 様式3-1（事務所実績）をすべて埋められた場合、様式3-2（管理技術者の実績の場合）は空欄でよいとの解釈でよろしいでしょうか。   | そのとおりです。  |
| 158 | 様式3<br>業務実績 | 様式3「3 1以外の主な設計業務実績（事務所の実績）」<br>記載できる実績について、「実施要項3(3)参加資格で求めている設計業務実績」の対象期間よりも前（平成14年4月1日以前）に履行完了している業務も対象となりますか。              | 対象となります。  |
| 159 | 様式3<br>業務実績 | (様式3)「3 1以外の主な設計業務実績（事務所の実績）」に関しまして、図書館等、今回の業務を踏まえ技術力を示すにあたり相応しい内容であれば、改修設計の実績を記載してよろしいでしょうか。                                 | 様式3の3については、様式どおり「新築・増築・改築」の実績を記載してください。   |
| 160 | 様式3<br>業務実績 | (様式3)における設計業務実績は、業務完了時期など、業務期間の制限はないものと考えてよろしいでしょうか。  | 様式3の1および2については、平成14年4月1日から参加表明書の提出日までに、業務が完了している必要があります。様式3の3については、業務期間の制限はありません。   |
| 161 | 様式3<br>業務実績 | 様式3 広場やギャラリーなどの市民活動スペースを含む庁舎建築を、「類似」と見なすことは可能でしょうか？   | 様式3の3については、今回の業務を踏まえ、技術力等を示すにあたり相応しいと思われる実績を任意で記載してください。類似施設として記載した場合、備考欄に今回の業務を踏まえて技術力等を示すポイントなどを記載してください（別紙4 3(3)ウ③および⑥参照）。 |
| 162 | 様式4<br>担当経歴 | (様式4)「担当技術者の経歴等」に関しまして、図書館等、今回の業務を踏まえ自らの技術力等を示すにあたり相応しい内容であれば、改修設計の実績を記載してよろしいでしょうか。  | 様式4については、様式どおり「新築・増築・改築」の実績を記載してください。ただし、別紙4の3(4)⑤に記載のとおり、建物ではない造園などの担当技術者の実績の場合は、事業区分を「新設・拡張・改修」などに適宜置き換えて記載してください。          |
| 163 | 様式4<br>担当経歴 | 様式4 担当技術者の経歴等の展示・収蔵環境の実績の欄のうち、事業区分を「新設・拡張・改修」に置き換えて記載して宜しいでしょうか。  | 様式4における実績は、建物ではない造園などの担当技術者以外は、建物そのものの事業区分が「新築・増築・改築」のいずれかの実績を記載してください  |
| 164 | 様式4<br>担当経歴 | 様式4に記載する各主任担当技術者の業務実績の証明書類は不要との認識でありますでしょうか。  | 不要です（別紙4の3(4)⑥参照）。  |

| No  | 項目          | 質問内容  | 回答   |
|-----|-------------|---|--|
| 165 | 様式7<br>提案書  | 練馬区立美術館・貫井図書館の利用方法の提案に際し、開館時間は現状通りでしょうか。それとも提案の対象でしょうか。   | 開館時間については、今後、検討していきます。開館時間により提案内容が変わる場合は、開館時間を仮定し、提案することは可能です。 |
| 166 | 様式7<br>提案書  | 提案書等の作成に際して、建築物の図面や透視図等の表現に制限は設けられていないと考えてよろしいでしょうか。  | 特に制限はありません。  |
| 167 | 様式7<br>提案書  | 別紙2-6 既存の美術館では地下も使われているようですが、本提案でも地下利用を想定しても良いでしょうか？  | 概算工事費など諸条件を踏まえ、提案において地下利用を想定することは可能です。                         |
| 168 | 様式7<br>提案書  | 今回整備する施設について階数の指定はございませんか。現況の美術館・貫井図書館は地階を有している状況と存じておりますが、新設建物についても地階を想定した計画としても問題ないでしょうか。             | 建築条件や概算工事費など諸条件に則ったものであれば階数指定はありません。地階についても同様です。               |
| 169 | 様式8<br>工程計画 | 様式8(基本設計工程計画)の注記3「業務ごとに必要と思われるチェック期間を----で表示する」とありますが、チェックとは、業務が適切に行われているかを受注者及び発注者が確認する、という理解で良いでしょうか。 | 受注者としてチェックする照査期間と発注者がチェックする確認期間を表示してください。                      |